



接続約款変更認可申請書

東相制第 10-56 号
平成 22 年 7 月 23 日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
料金表	
第1表 接続料金	
第1 網使用料	
1 適用	
区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1(工事費)2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に限り、)については、2(料金額)2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄ア欄、イ(ア)欄、ウ欄又はエ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～テ (略)
(8)-2～(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速デジタル伝送サービス(Yインタフェースに係るもの並びに48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの及び149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの(SONETインタフェース又はSDHインタフェース以外のものに限り、))を除きます。以下「高速デジタル伝送」といいます。)、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。)、サービスグレード(以下「グレード」といいます。))の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(31) (略)	(略)

新	
料金表	
第1表 接続料金	
第1 網使用料	
1 適用	
区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア (略) イ 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金又は料金表第2表第1(工事費)2-1第13欄に掲げる工事費の適用がない場合の端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄に限り、)については、2(料金額)2-1-1-1に掲げる料金額に2-1-1-2第1欄ア欄、イ(ア)欄又はウ欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 ウ～テ (略)
(8)-2～(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2(料金額)2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。)、高速デジタル伝送サービス(Yインタフェースに係るものを除きます。以下「高速デジタル伝送」といいます。))、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。))の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(31) (略)	(略)

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中 第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~エ (略)	(略)	(略)	_____
		オ 4芯式のもの	1回線ごとに	18,288円	
(4) ~ (9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	_____

2 - 1 - 1 - 2 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア~ウ (略)	(略)	(略)	_____
	エ 4芯式のもの	1回線ごとに	684円	
(2) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	_____

2 料金額

2 - 1 端末回線伝送機能

2 - 1 - 1 基本額

2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中 第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~エ (略)	(略)	(略)	_____
		オ 4芯式のもの	1回線ごとに	18,288円	
(4) ~ (9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	_____

2 - 1 - 1 - 2 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア~ウ (略)	(略)	(略)	_____
	エ 4芯式のもの	1回線ごとに	684円	
(2) ~ (4) (略)	(略)	(略)	(略)	_____

2 - 6 - 1 - 1 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考	
			右欄以外の場合	通信路設定 伝送機能を利用する区 間が同一の 単位料金区 域に終始す る場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する装置による通信路設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	(略)	—
			専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	63,996円	54,500円	
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	(略)	(略)	
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—
			44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150,417円	140,970円	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	122,749円	113,302円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	209,336円	194,016円	
			グレードが下記以外のもの デュアルクラスのもの	181,669円	166,348円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,955円	416,943円	
	ウ ATM専用に係るもの	ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—
			600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,557,085円	1,517,073円	
			エコノミークラスのもの	1,059,144円	1,040,270円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	1,080,318円	1,061,068円	
		1,122,671円	1,102,665円			

2 - 6 - 1 - 1 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考	
			右欄以外の場合	通信路設定 伝送機能を利用する区 間が同一の 単位料金区 域に終始す る場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する装置による通信路設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	(略)	—
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	(略)	(略)	
			64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
	イ 高速デジタル伝送に係るもの	高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—
			64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
ウ ATM専用に係るもの	ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—	
		0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		

2 - 6 - 1 - 2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考			
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料				
通信 路設 定伝 送機 能	専用回 線ノード 装置、中 継伝送 路設備 及び端 末回線 を収容 する伝 送装置 により 通信路 の設定 並びに 伝送を 行う機 能	ア 一 般専 用に 係る もの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常 50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送す るもの	(略)	(略)	—	
			専らFM放送の音響を伝送するため、通常 40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送す るもの	1,273円	10,174円		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)		
			上記以外のもの	(略)	(略)		
	イ 高 速デ ィジ タル 伝送 に係 るもの	イ 高 速デ ィジ タル 伝送 に係 るもの	64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの 符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—	
			44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,894円	55,337円		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,894円	27,669円		
			149,760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	30,641円		55,337円
				デュアルクラスのもの	30,641円		27,669円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	80,024円		55,337円
		デュアルクラスのもの	80,024円	27,669円			
	ウ A T M 専用 に係 るもの	ウ A T M 専用 に係 るもの	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～ 134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—	
			600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	80,024円		828,816円
				エコノミークラスのもの	37,747円		390,951円
保守の区別がタイプ1-1のもの							
	保守の区別がタイプ1-2のもの	38,499円	398,770円				
	保守の区別が上記以外のもの	40,012円	414,408円				

2 - 6 - 1 - 2 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考				
		通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料					
通信 路設 定伝 送機 能	専用回 線ノード 装置、中 継伝送 路設備 及び端 末回線 を収容 する伝 送装置 により 通信路 の設定 並びに 伝送を 行う機 能	ア 一 般専 用に 係る もの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常 50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送す るもの	(略)	(略)	—		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)			
			上記以外のもの	(略)	(略)			
			イ 高 速デ ィジ タル 伝送 に係 るもの	イ 高 速デ ィジ タル 伝送 に係 るもの	64kbit/s又は48kbit/s～6.144Mbit/sの 符号伝送が可能なもの		(略)	(略)
	ウ A T M 専用 に係 るもの	ウ A T M 専用 に係 るもの	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～ 134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの		(略)	(略)		
			600Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	80,024円	828,816円	
					エコノミークラスのもの	37,747円	390,951円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの						
	保守の区別がタイプ1-2のもの	38,499円	398,770円					
	保守の区別が上記以外のもの	40,012円	414,408円					

2 - 6 - 2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	(略)	—
		専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	
		専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	52,077円	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	
		イ (略)	(略)	—

2 - 6の2 - 2 - 14 (略)

2 - 6 - 2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	(略)	—
		専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	
		上記以外のもの	(略)	
		イ (略)	(略)	—

2 - 6の2 - 2 - 14 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能(2 - 1 - 1 - 1第3欄才欄及び2 - 1 - 1 - 2第1欄工欄に係るものに限ります。)及び通信路設定伝送機能(高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1)-1 端末回線伝送機能 (基本料)

月額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	1回線ごとに	18,288円	—

(1)-2 端末回線伝送機能 (加算料)

月額

区分	単位	料金額	備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯式のもの 1 回線ごとに	684 円	

(2)-1 通信路設定伝送機能 (基本料)

1 回線ごとに月額

区分	料金額		備考			
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終了する場合				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速ディジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	150,417円 122,749円	140,970円 113,302円	—
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	209,336円	194,016円	
			デュアルクラスのもの	181,669円	166,348円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,955円	416,943円	
			デュアルクラスのもの	429,287円	389,275円	

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速ディ	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,894円	55,337円
		ジタ	48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	18,894円	27,669円
		ル伝送に係るもの	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30,641円	55,337円
		デュアルクラスのもの	30,641円	27,669円	
		グレードが下記以外のもの	80,024円	55,337円	
		デュアルクラスのもの	80,024円	27,669円	